



県 章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
3月1日
号外(1)
土曜日

毎週火・金曜 2回発行

目 次

○ 警 察 本 部 公 告

令和7年度第1回滋賀県警察官(A)採用試験公告(警務課)	1
令和7年度第2回滋賀県警察官(A)採用試験公告(警務課)	5
令和7年度滋賀県警察官(B)採用試験公告(警務課)	8

警 察 本 部 公 告

令和7年度第1回滋賀県警察官(A)採用試験公告

滋賀県警察本部、滋賀県警察学校または滋賀県内の各警察署に勤務する滋賀県警察官の採用試験を次のとおり行います。

令和7年3月1日

滋賀県警察本部長 池 内 久 晃

1 採用予定人員および採用予定期日

試験区分		採用予定人員	採用予定期日
警察官	一般・男性A	37人程度	令和8年4月1日
	一般・女性A	8人程度	
	S P I・男性A	5人程度	
	S P I・女性A	2人程度	

※ 採用予定期日は、採用予定者の意向を確認の上、変更となることがあります。ただし、一般・男性AおよびS P I・男性Aの試験区分に限ります。

2 職務内容 個人の生命、身体および財産の保護、犯罪の予防、鎮圧および捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に従事します。

3 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

試験区分	年 齢 等	学 歴
一般・男性A S P I・男性A	平成2年4月2日以降に生まれた男性	学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者もしくは令和8年3月31日までに卒業する見込みの者または滋賀県人事委員会がこれらに該当する者と同等と認める者
一般・女性A S P I・女性A	平成2年4月2日以降に生まれた女性	

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 第1次試験

(1) 日時 令和7年5月11日(日)

ア 一般

受付 8時45分～9時30分

教養試験 10時～12時

作文試験 13時～14時

適性検査A 14時15分～15時15分

イ S P I

受付 8時45分～9時30分

能力検査 10時～11時10分

作文試験 11時30分～12時30分

適性検査A 13時30分～14時30分

(2) 場所 立命館大学びわこ・くさつキャンパス(草津市野路東一丁目1番1号)

(3) 方法 次の方法により行います。

ア 教養試験 大学卒業程度で、択一式により、警察官として必要な社会、人文および自然の各科学ならびに現代の社会に関する知識ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力についての筆記試験を行います。

イ 能力検査 択一式により、多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての筆記試験を行います。

ウ 作文試験 警察官として必要な文章による表現能力等についての試験を行います。ただし、作文試験は第2次試験として評価します。

エ 適性検査A 警察官として職務遂行上必要な素質および適性について検査します。ただし、適性検査Aは第2次試験として評価します。

オ 作文試験および適性検査Aを受験しない者は、棄権とみなします。

(4) 第1次試験合格者の発表 令和7年5月下旬に、滋賀県警察のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/police/osirase/saiyou/104771.html>)において受験番号で発表します(受験者への通知は行いません。)

5 第2次試験 体力試験、身体検査、身体精密検査、適性検査Bおよび口述試験を次の方法により行います。なお、口述試験は、体力試験、身体検査、身体精密検査、適性検査および作文試験(以下「体力試験等」という。)の合格者についてのみ行います。

(1) 体力試験、身体検査、身体精密検査および適性検査B

ア 受験できる者 第1次試験の合格者

イ 日時および場所 令和7年6月上旬から中旬までの間に滋賀県警察本部および滋賀県警察学校で行う予定ですが、詳しい日時、場所等は滋賀県警察のホームページに掲載します。

ウ 方法

(ア) 体力試験 握力、上体起こし、反復横とびおよび20メートルシャトルランについて試験を行います。

(イ) 身体検査

検査項目	基 準
視 力	両眼とも、裸眼視力0.6以上または矯正視力1.0以上であること。
色 覚	職務執行に支障がないこと。
聴 力	職務執行に支障がないこと。
その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。

(ウ) 身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患の有無その他について検査します。

※ 身体検査および身体精密検査は、集団検診により実施しますが、検査費用は個人負担となります。詳細については、滋賀県警察のホームページに掲載します。

(エ) 適性検査B 警察官として職務遂行上必要な素質および適性について第1次試験とは異なる種別の検査を行います。

エ 体力試験等の合格者の発表 令和7年7月上旬に、滋賀県警察のホームページにおいて合格者の受験番号を発表します(受験者への通知は行いません。)

(2) 口述試験

ア 受験できる者 体力試験等の合格者

イ 日時および場所 令和7年7月中旬に滋賀県警察本部で行う予定ですが、詳しい日時、場所等は滋賀県警察のホームページに掲載します。

ウ 方法 警察官に適する人物かどうかについて、個別面接および集団討論による口述試験を行います。

6 最終合格者の発表 令和7年8月上旬に、滋賀県警察のホームページにおいて受験番号で発表するほか、最終合格者に通知します。

7 資格加点

(1) 加点対象資格一覧

加点対象資格				加点基準
武道等資格	柔道	講道館認定段位		初段以上
	剣道	全日本剣道連盟認定段位		初段以上
	拳銃	日本ライフル射撃協会資格	50メートル　ピストル　60発	初段以上
			25メートル　ラピッドファイアピストル　60発	初段以上
			25メートル　スタンダードピストル　60発	初段以上
			25メートル　ピストル　60発	初段以上
			25メートル　センターファイアピストル　60発	初段以上
			エアピストル　60発	初段以上
			エアピストル　40発	初段以上
			エアハンドライフル　40発	初段以上
			ビームピストル　60発	初段以上
ビームピストル　40発	初段以上			
語学資格	英語	実用英語技能検定		2級以上
		TOE I C（I Pテストを除く。）		550点以上
		TOE F L（i B T）		42点以上
		国際連合公用語英語検定試験		C級以上
	中国語	中国語検定試験		4級以上
		漢語水平考試（H S K）		3級以上
		中国語コミュニケーション能力検定（T E C C）		380点以上
	ポルトガル語	外国語としてのポルトガル語検定（C A P L E）（旧国際ポルトガル語検定）		初級以上
		外国人のためのポルトガル語検定（C e l p e - B r a s）		中級以上
	スペイン語	スペイン語技能検定		3級以上
		スペイン語能力検定（D E L E）		B 1 以上
	韓国語	「ハングル」能力検定試験		準2級以上
		韓国語能力試験（T O P I K）		4級以上
	上記以外の語学資格（上記5か国語以外の言語に係る語学資格を含む。）により、基礎段階ではなく自立した言語使用ができる等、警察官の職務執行に特に有用と認められる語学力を有すると認定された者			
サイバー関連資格	I Tストラテジスト、プロジェクトマネージャ、システムアーキテクト、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、情報処理安全確保支援士（旧情報セキュリティスペシャリストを含む。）、I Tサービスマネージャ、応用情報技術者、システム監査技術者、情報セキュリティマネジメント、基本情報技術者、I Tパスポート			資格取得
簿記検定資格	日商簿記検定			2級以上
	全商簿記実務検定			1級
	全経簿記能力検定			1級以上
免許	大型自動車免許			免許取得
	救急救命士			

(2) 注意事項

ア 資格加点の申請をする場合は、加点対象資格のうち、同時に二つまでの資格を申請することができます。

(ア) 武道等資格に関しては、柔道、剣道または拳銃の資格を同時に申請することができます。ただし、拳銃の資格において複数の資格を申請することはできません。

(イ) 語学資格に関しては、同一言語において複数の資格を申請することはできません。異なる言語であれば、それぞれの言語で資格を申請することができます。

(ウ) サイバー関連資格に関しては、複数の資格を申請することができます。

(エ) 簿記検定資格に関しては、複数の資格を申請することはできません。

イ 受験者からの申請に基づき、一定範囲内で教養試験または能力検査に加点します。

(3) 申請方法 受験申込みの際に申請してください。また、第1次試験の際、資格を証明する書類（段位証書、資格取得証書等）の原本を持参するとともに、その書類の写し（A4用紙にコピーしたもの）を提出してください。

なお、受験申込みの際に資格加点の申請を行わなかった場合または第1次試験の際に書類の持参、もしくは提出がなかった場合は、資格加点の対象とはなりません。

8 採用および給与等

(1) 最終合格者は、滋賀県人事委員会が作成する滋賀県警察官採用候補者名簿に登録されます。その後、滋賀県警察本部長からの請求に応じて当該名簿が提示され、そのうちから採用者が決定されます。ただし、滋賀県警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われますので、当該名簿に登録された人でも採用されない場合があります。この名簿の有効期間は、原則として名簿登録の日から1年間です。

(2) 採用後は、滋賀県巡査に任命され、滋賀県警察学校（全寮制）に入校し、約6か月間の初任教養を受けた後、各警察署に配置され勤務につきます。

(3) 採用されてから約6か月間は条件付採用期間となり、その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

(4) 給料は、月額約277,000円（地域手当を含む。）で、そのほかに扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じ、上記の額に一定の額が加算されます。この額は、令和7年1月1日現在のものです。

9 受験手続および受付期間

(1) 受験案内 受験案内は、令和7年3月1日（土）に滋賀県警察のホームページの「採用案内」に掲載するほか、滋賀県人事委員会事務局、滋賀県庁、県内の県合同庁舎、警察署、交番、駐在所等で交付します。

(2) 受験の申込方法 滋賀県警察のホームページから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

(3) 受付期間 令和7年3月1日（土）9時から令和7年4月21日（月）17時まで受け付けます。ただし、使用されるパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(4) 受験票の交付 申込書を受理した場合は、「交付物発行のお知らせ」をメールにより送信しますので、受験票をダウンロードして印刷してください。

10 試験結果の提供

(1) この試験の結果については、口頭により提供を受けることができます。

提供を希望する場合は、受験者本人であることを証明する書類（学生証、運転免許証、旅券等）を持参の上、次の表の受付期間中の日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時までの間に、滋賀県警察本部までお越しください。なお、電話により試験結果の提供を受けることはできません。

試 験	提供の求めができる者	提 供 内 容	受 付 期 間
第1次試験の結果	第1次試験の受験者本人	第1次試験の得点および順位	第1次試験の合格発表の日から1か月間
第2次試験（体力試験等）の結果	第2次試験（体力試験等）の受験者本人	第1次試験の得点および第2次試験（体力試験等）の得点を合算して得た総合得点ならびに総合得点による順位	第2次試験（体力試験等）の合格発表の日から1か月間
第2次試験（口述試験）の結果	第2次試験（口述試験）の受験者本人	第1次試験の得点、第2次試験（体力試験等）の得点および第2次試験（口述試験）の得点を合算して得た総合得点ならびに総合得点による順位	最終合格者の合格発表の日から1か月間

(2) 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも合格基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点および総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。

11 問合せ先 この試験についての問合せは、滋賀県警察本部警務課採用係（〒520－8501 大津市打出浜1番10号 077－522－1231（代））にしてください。

※ 試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県警察のホームページで最新の情報を確認するようにしてください。

令和 7 年度第 2 回滋賀県警察官（A）採用試験公告

滋賀県警察本部、滋賀県警察学校または滋賀県内の各警察署に勤務する滋賀県警察官の採用試験を次のとおり行います。

令和 7 年 3 月 1 日

滋賀県警察本部長 池 内 久 晃

1 採用予定人員および採用予定期日

試験区分		採用予定人員	採用予定期日
警察官	一般・男性A	4人程度	令和8年4月1日
	一般・女性A	2人程度	
	S P I ・男性A	2人程度	
	S P I ・女性A	1人程度	

※ 採用予定期日は、採用予定者の意向を確認の上、変更となることがあります。ただし、一般・男性AおよびS P I ・男性Aの試験区分に限ります。

2 職務内容 個人の生命、身体および財産の保護、犯罪の予防、鎮圧および捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に従事します。

3 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

試験区分	年 齢 等	学 歴
一般・男性A S P I ・男性A	平成2年4月2日以降に生まれた男性	学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者もしくは令和8年3月31日までに卒業する見込みの者または滋賀県人事委員会がこれらに該当する者と同等と認める者
一般・女性A S P I ・女性A	平成2年4月2日以降に生まれた女性	

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 第1次試験

(1) 日時 令和7年9月21日(日)

- ア 一般
 - 受付 8時45分～9時30分
 - 教養試験 10時～12時
 - 作文試験 13時～14時
 - 適性検査A 14時15分～15時15分
- イ S P I
 - 受付 8時45分～9時30分
 - 能力検査 10時～11時10分
 - 作文試験 11時30分～12時30分
 - 適性検査A 13時30分～14時30分

(2) 場所 立命館大学びわこ・くさつキャンパス（草津市野路東一丁目1番1号）

(3) 方法 次の方法により行います。

- ア 教養試験 大学卒業程度で、択一式により、警察官として必要な社会、人文および自然の各科学ならびに現代の社会に関する知識ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力についての筆記試験を行います。
- イ 能力検査 択一式により、多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての筆記試験を行います。
- ウ 作文試験 警察官として必要な文章による表現能力等についての試験を行います。ただし、作文試験は第2次試験として評価します。
- エ 適性検査A 警察官として職務遂行上必要な素質および適性について検査します。ただし、適性検査Aは第

2次試験として評価します。

オ 作文試験および適性検査Aを受験しない者は、棄権とみなします。

(4) 第1次試験合格者の発表 令和7年10月上旬に、滋賀県警察のホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/police/osirase/saiyou/104771.html>）において受験番号で発表します（受験者への通知は行いません。）。

5 第2次試験 体力試験、身体検査、身体精密検査、適性検査Bおよび口述試験を次の方法により行います。なお、口述試験は、体力試験、身体検査、身体精密検査、適性検査および作文試験（以下「体力試験等」という。）の合格者についてのみ行います。

(1) 体力試験、身体検査、身体精密検査および適性検査B

ア 受験できる者 第1次試験の合格者

イ 日時および場所 令和7年10月中旬に滋賀県警察本部および滋賀県警察学校で行う予定ですが、詳しい日時、場所等は滋賀県警察のホームページに掲載します。

ウ 方法

(ア) 体力試験 握力、上体起こし、反復横とびおよび20メートルシャトルランについて試験を行います。

(イ) 身体検査

検査項目	基 準
視 力	両眼とも、裸眼視力0.6以上または矯正視力1.0以上であること。
色 覚	職務執行に支障がないこと。
聴 力	職務執行に支障がないこと。
その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。

(ウ) 身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患の有無その他について検査します。

※ 身体検査および身体精密検査は、集団検診により実施しますが、検査費用は個人負担となります。詳細については、滋賀県警察のホームページに掲載します。

(エ) 適性検査B 警察官として職務遂行上必要な素質および適性について第1次試験とは異なる種別の検査を行います。

エ 体力試験等の合格者の発表 令和7年10月下旬に、滋賀県警察のホームページにおいて合格者の受験番号を発表します（受験者への通知は行いません。）。

(2) 口述試験

ア 受験できる者 体力試験等の合格者

イ 日時および場所 令和7年11月中旬に滋賀県警察本部で行う予定ですが、詳しい日時、場所等は滋賀県警察のホームページに掲載します。

ウ 方法 警察官に適する人物かどうかについて、個別面接および集団討論による口述試験を行います。

6 最終合格者の発表 令和7年12月上旬に、滋賀県警察のホームページにおいて受験番号で発表するほか、最終合格者に通知します。

7 資格加点

(1) 加点対象資格一覧

加点対象資格			加点基準	
武道等資格	柔道	講道館認定段位	初段以上	
	剣道	全日本剣道連盟認定段位	初段以上	
	拳銃	日本ライフル射撃協会資格	50メートル　ピストル　60発	初段以上
			25メートル　ラピッドファイアピストル　60発	初段以上
			25メートル　スタンダードピストル　60発	初段以上
			25メートル　ピストル　60発	初段以上
			25メートル　センターファイアピストル　60発	初段以上
			エアピストル　60発	初段以上
			エアピストル　40発	初段以上
			エアハンドライフル　40発	初段以上
			ビームピストル　60発	初段以上
			ビームピストル　40発	初段以上
		実用英語技能検定	2級以上	

語学資格	英語	TOE I C（I Pテストを除く。）	550点以上
		TOE F L（i B T）	42点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中国語	中国語検定試験	4級以上
		漢語水平考試（H S K）	3級以上
		中国語コミュニケーション能力検定（T E C C）	380点以上
	ポルトガル語	外国語としてのポルトガル語検定（C A P L E）（旧国際ポルトガル語検定）	初級以上
		外国人のためのポルトガル語検定（C e l p e - B r a s）	中級以上
	スペイン語	スペイン語技能検定	3級以上
		スペイン語能力検定（D E L E）	B 1 以上
	韓国語	「ハングル」能力検定試験	準 2 級以上
		韓国語能力試験（T O P I K）	4 級以上
上記以外の語学資格（上記 5 か国語以外の言語に係る語学資格を含む。）により、基礎段階ではなく自立した言語使用ができる等、警察官の職務執行に特に有用と認められる語学力を有すると認定された者			
サイバー関連資格	I Tストラテジスト、プロジェクトマネージャ、システムアーキテクト、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、情報処理安全確保支援士（旧情報セキュリティスペシャリストを含む。）、I Tサービスマネージャ、応用情報技術者、システム監査技術者、情報セキュリティマネジメント、基本情報技術者、I Tパスポート		資格取得
簿記検定資格	日商簿記検定		2 級以上
	全商簿記実務検定		1 級
	全経簿記能力検定		1 級以上
免許	大型自動車免許		免許取得
	救急救命士		

(2) 注意事項

ア 資格加点の申請をする場合は、加点对象資格のうち、同時に二つまでの資格を申請することができます。

(7) 武道等資格に関しては、柔道、剣道または拳銃の資格を同時に申請することができます。ただし、拳銃の資格において複数の資格を申請することはできません。

(8) 語学資格に関しては、同一言語において複数の資格を申請することはできません。異なる言語であれば、それぞれの言語で資格を申請することができます。

(9) サイバー関連資格に関しては、複数の資格を申請することができます。

(10) 簿記検定資格に関しては、複数の資格を申請することはできません。

イ 受験者からの申請に基づき、一定範囲内で教養試験または能力検査に加点します。

(3) 申請方法 受験申込みの際に申請してください。また、第1次試験の際、資格を証明する書類 (段位証書、資格取得証書等) の原本を持参するとともに、その書類の写し (A4用紙にコピーしたもの) を提出してください。

なお、受験申込みの際に資格加点の申請を行わなかった場合または第1次試験の際に書類の持参、もしくは提出がなかった場合は、資格加点の対象とはなりません。

8 採用および給与等

(1) 最終合格者は、滋賀県人事委員会が作成する滋賀県警察官採用候補者名簿に登載されます。その後、滋賀県警察本部長からの請求に応じて当該名簿が提示され、そのうちから採用者が決定されます。ただし、滋賀県警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われますので、当該名簿に登載された人でも採用されない場合があります。この名簿の有効期間は、原則として名簿登載の日から1年間です。

(2) 採用後は、滋賀県巡査に任命され、滋賀県警察学校 (全寮制) に入校し、約6か月間の初任教養を受けた後、各警察署に配置され勤務につきます。

(3) 採用されてから約6か月間は条件付採用期間となり、その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

(4) 給料は、月額約277,000円 (地域手当を含む。) で、そのほかに扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手

当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じ、上記の額に一定の額が加算されます。この額は、令和7年1月1日現在のものです。

9 受験手続および受付期間

- (1) 受験案内 受験案内は、令和7年7月1日(火)に滋賀県警察のホームページの「採用案内」に掲載するほか、滋賀県人事委員会事務局、滋賀県庁、県内の県合同庁舎、警察署、交番、駐在所等で交付します。
- (2) 受験の申込方法 滋賀県警察のホームページから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。
- (3) 受付期間 令和7年8月1日(金)9時から令和7年9月1日(月)17時まで受け付けます。ただし、使用されるパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。
- (4) 受験票の交付 申込書を受理した場合は、「交付物発行のお知らせ」をメールにより送信しますので、受験票をダウンロードして印刷してください。

10 試験結果の提供

- (1) この試験の結果については、口頭により提供を受けることができます。
- 提供を希望する場合は、受験者本人であることを証明する書類（学生証、運転免許証、旅券等）を持参の上、次の表の受付期間中の日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時までの間に、滋賀県警察本部までお越しください。なお、電話により試験結果の提供を受けることはできません。

試 験	提供の求めができる者	提 供 内 容	受 付 期 間
第1次試験の結果	第1次試験の受験者本人	第1次試験の得点および順位	第1次試験の合格発表の日から1か月間
第2次試験（体力試験等）の結果	第2次試験（体力試験等）の受験者本人	第1次試験の得点および第2次試験（体力試験等）の得点を合算して得た総合得点ならびに総合得点による順位	第2次試験（体力試験等）の合格発表の日から1か月間
第2次試験（口述試験）の結果	第2次試験（口述試験）の受験者本人	第1次試験の得点、第2次試験（体力試験等）の得点および第2次試験（口述試験）の得点を合算して得た総合得点ならびに総合得点による順位	最終合格者の合格発表の日から1か月間

- (2) 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも合格基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点および総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。

11 問合せ先 この試験についての問合せは、滋賀県警察本部警務課採用係（〒520－8501 大津市打出浜1番10号 077－522－1231（代））にしてください。

※ 試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県警察のホームページで最新の情報を確認するようにしてください。

令和7年度滋賀県警察官（B）採用試験公告

滋賀県警察本部、滋賀県警察学校または滋賀県内の各警察署に勤務する滋賀県警察官の採用試験を次のとおり行います。

令和7年3月1日

滋賀県警察本部長 池 内 久 晃

1 採用予定人員および採用予定期日

試験区分		採用予定人員	採用予定期日
警察官	男性B	11人程度	令和8年4月1日
	女性B	4人程度	

2 職務内容 個人の生命、身体および財産の保護、犯罪の予防、鎮圧および捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に従事します。

3 受験資格

- (1) 次に該当する者が受験できます。

試験区分	年 齢 等	学 歴
男性B	平成2年4月2日から平成20年4月1日	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期

	までに生まれた男性	大学を除く。)を卒業した者もしくは令和8年3月31日
女性B	平成2年4月2日から平成20年4月1日 までに生まれた女性	までに卒業する見込みの者または滋賀県人事委員会がこれらに該当する者と同等と認める者を除く。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 第1次試験

(1) 日時 令和7年9月21日(日)

受付 8時45分～9時30分

教養試験 10時～12時

作文試験 13時～14時

適性検査A 14時15分～15時15分

(2) 場所 立命館大学びわこ・くさつキャンパス(草津市野路東一丁目1番1号)

(3) 方法 次の方法により行います。

ア 教養試験 高等学校卒業程度で、択一式により、警察官として必要な国語、社会、数学、理科等に関する知識および文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力について筆記試験を行います。

イ 作文試験 警察官として必要な文章による表現能力等についての試験を行います。ただし、作文試験は第2次試験として評価します。

ウ 適性検査A 警察官として職務遂行上必要な素質および適性について検査します。ただし、適性検査Aは第2次試験として評価します。

エ 作文試験および適性検査Aを受験しない者は、棄権とみなします。

(4) 第1次試験合格者の発表 令和7年10月上旬に、滋賀県警察のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/police/osirase/saiyou/104771.html>)において受験番号で発表します(受験者への通知は行いません。)

5 第2次試験 体力試験、身体検査、身体精密検査、適性検査Bおよび口述試験を次の方法により行います。なお、口述試験は、体力試験、身体検査、身体精密検査、適性検査および作文試験(以下「体力試験等」という。)の合格者についてのみ行います。

(1) 体力試験、身体検査、身体精密検査および適性検査B

ア 受験できる者 第1次試験の合格者

イ 日時および場所 令和7年10月中旬に滋賀県警察本部および滋賀県警察学校で行う予定ですが、詳しい日時、場所等は滋賀県警察のホームページに掲載します。

ウ 方法

(イ) 体力試験 握力、上体起こし、反復横とびおよび20メートルシャトルランについて試験を行います。

(ロ) 身体検査

検査項目	基 準
視 力	両眼とも、裸眼視力0.6以上または矯正視力1.0以上であること。
色 覚	職務執行に支障がないこと。
聴 力	職務執行に支障がないこと。
その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。

(ロ) 身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患の有無その他について検査します。

※ 身体検査および身体精密検査は、集団検診により実施しますが、検査費用は個人負担となります。詳細については、滋賀県警察のホームページに掲載します。

(ロ) 適性検査B 警察官として職務遂行上必要な素質および適性について第1次試験とは異なる種別の検査を行います。

エ 体力試験等の合格者の発表 令和7年10月下旬に、滋賀県警察のホームページにおいて合格者の受験番号を発表します(受験者への通知は行いません。)

(2) 口述試験

ア 受験できる者 体力試験等の合格者

イ 日時および場所 令和7年11月中旬に滋賀県警察本部で行う予定ですが、詳しい日時、場所等は滋賀県警察のホームページに掲載します。

ウ 方法 警察官に適する人物かどうかについて、個別面接および集団討論による口述試験を行います。

6 最終合格者の発表 令和7年12月上旬に、滋賀県警察のホームページにおいて受験番号で発表するほか、最終合格者に通知します。

7 資格加点

(1) 加点対象資格一覧

加点対象資格				加点基準
武道等資格	柔道	講道館認定段位		初段以上
	剣道	全日本剣道連盟認定段位		初段以上
	拳銃	日本ライフル射撃協会資格	50メートル　ピストル　60発	初段以上
			25メートル　ラピッドファイアピストル　60発	初段以上
			25メートル　スタンダードピストル　60発	初段以上
			25メートル　ピストル　60発	初段以上
			25メートル　センターファイアピストル　60発	初段以上
			エアピストル　60発	初段以上
			エアピストル　40発	初段以上
			エアハンドライフル　40発	初段以上
		ビームピストル　60発	初段以上	
		ビームピストル　40発	初段以上	
語学資格	英語	実用英語技能検定		2級以上
		TOE I C（I Pテストを除く。）		550点以上
		TOE F L（i B T）		42点以上
		国際連合公用語英語検定試験		C級以上
	中国語	中国語検定試験		4級以上
		漢語水平考試（H S K）		3級以上
		中国語コミュニケーション能力検定（TECC）		380点以上
	ポルトガル語	外国語としてのポルトガル語検定（CAPLE）（旧国際ポルトガル語検定）		初級以上
		外国人のためのポルトガル語検定（Celpe－Bras）		中級以上
	スペイン語	スペイン語技能検定		3級以上
		スペイン語能力検定（DELE）		B1以上
	韓国語	「ハングル」能力検定試験		準2級以上
		韓国語能力試験（TOPIK）		4級以上
	上記以外の語学資格（上記5か国語以外の言語に係る語学資格を含む。）により、基礎段階ではなく自立した言語使用ができる等、警察官の職務執行に特に有用と認められる語学力を有すると認定された者			
サイバー関連資格	ITストラテジスト、プロジェクトマネージャ、システムアーキテクト、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、情報処理安全確保支援士（旧情報セキュリティスペシャリストを含む。）、ITサービスマネージャ、応用情報技術者、システム監査技術者、情報セキュリティマネジメント、基本情報技術者、ITパスポート			資格取得
簿記検定資格	日商簿記検定			2級以上
	全商簿記実務検定			1級
	全経簿記能力検定			1級以上
免許	大型自動車免許			免許取得
	救急救命士			

(2) 注意事項

ア 資格加点の申請をする場合は、加点対象資格のうち、同時に二つまでの資格を申請することができます。

(7) 武道等資格に関しては、柔道、剣道または拳銃の資格を同時に申請することができます。ただし、拳銃の資格において複数の資格を申請することはできません。

(4) 語学資格に関しては、同一言語において複数の資格を申請することはできません。異なる言語であれば、それぞれの言語で資格を申請することができます。

(7) サイバー関連資格に関しては、複数の資格を申請することができます。

(4) 簿記検定資格に関しては、複数の資格を申請することはできません。

イ 受験者からの申請に基づき、一定範囲内で教養試験に加点します。

(3) 申請方法 受験申込みの際に申請してください。また、第1次試験の際、資格を証明する書類(段位証書、資格取得証書等)の原本を持参するとともに、その書類の写し(A4用紙にコピーしたもの)を提出してください。

なお、受験申込みの際に資格加点の申請を行わなかった場合または第1次試験の際に書類の持参、もしくは提出がなかった場合は、資格加点の対象とはなりません。

8 採用および給与等

(1) 最終合格者は、滋賀県人事委員会が作成する滋賀県警察官採用候補者名簿に登載されます。その後、滋賀県警察本部長からの請求に応じて当該名簿が提示され、そのうちから採用者が決定されます。ただし、滋賀県警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われますので、当該名簿に登載された人でも採用されない場合があります。この名簿の有効期間は、原則として名簿登載の日から1年間です。

(2) 採用後は、滋賀県巡査に任命され、滋賀県警察学校(全寮制)に入校し、約10か月間の初任教養を受けた後、各警察署に配置され勤務につきます。

(3) 滋賀県警察学校入校中は条件付採用期間となり、その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

(4) 給料は、高校卒は月額約248,000円、短大卒は月額約264,000円(いずれも地域手当を含む。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じ、上記の額に一定の額が加算されます。この額は、令和7年1月1日現在のものです。

9 受験手続および受付期間

(1) 受験案内 受験案内は、令和7年7月1日(火)に滋賀県警察のホームページの「採用案内」に掲載するほか、滋賀県人事委員会事務局、滋賀県庁、県内の県合同庁舎、警察署、交番、駐在所等で交付します。

(2) 受験の申込方法 滋賀県警察のホームページから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

(3) 受付期間 令和7年8月1日(金)9時から令和7年9月1日(月)17時まで受け付けます。ただし、使用されるパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(4) 受験票の交付 申込書を受理した場合は、「交付物発行のお知らせ」をメールにより送信しますので、受験票をダウンロードして印刷してください。

10 試験結果の提供

(1) この試験の結果については、口頭により提供を受けることができます。

提供を希望する場合は、受験者本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、次の表の受付期間中の日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時までの間に、滋賀県警察本部までお越しください。なお、電話により試験結果の提供を受けることはできません。

試 験	提供の求めができる者	提 供 内 容	受 付 期 間
第1次試験の結果	第1次試験の受験者本人	第1次試験の得点および順位	第1次試験の合格発表の日から1か月間
第2次試験(体力試験等)の結果	第2次試験(体力試験等)の受験者本人	第1次試験の得点および第2次試験(体力試験等)の得点を合算して得た総合得点ならびに総合得点による順位	第2次試験(体力試験等)の合格発表の日から1か月間
第2次試験(口述試験)の結果	第2次試験(口述試験)の受験者本人	第1次試験の得点、第2次試験(体力試験等)の得点および第2次試験(口述試験)の得点を合算して得た総合得点ならびに総合得点による順位	最終合格者の合格発表の日から1か月間

(2) 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも合格基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点および総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。

11 問合せ先 この試験についての問合せは、滋賀県警察本部警務課採用係（〒520-8501 大津市打出浜1番10号 077-522-1231（代））にしてください。

※ 試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県警察のホームページで最新の情報を確認するようにしてください。